

# ミャンマー連邦

## Union of Myanmar

### 1. ミャンマーの概要

ミャンマーは面積約 67 万 7 千平方キロメートル。東南アジアに位置し、北と東北を中国に、東と東南をラオス、タイに、南をアンダマン海とベンガル湾に、そして西をバングラデシュとインドに接しています。7つの州と7つの区域からなる連邦で、首都はヤンゴンでしたが、最近内陸部の町ピンマナへの首都機能移転が伝えられています。総人口は 5 千 4 百万人を数えます。

言語はミャンマー（ビルマ）語です。宗教は仏教のほか、キリスト教、イスラム教、そしてヒンドゥー教です。

通貨はミャンマー・チャット（Myanmar Kyat）で、主な産業には農業を基礎とした工業、織物工業、製鉄業があげられます。

気候は 3 月から 5 月中旬までが夏、5 月中旬から 10 月までが雨期、11 月から 2 月までが寒期となっています。

### 2. 知的財産全般の保護状況

ミャンマーは WTO（世界貿易機関）の加盟国として TRIPS 協定の履行義務を負っており、2005 年末までに、知的財産保護法を条約の定めるように整備しなくてはなりません。このため、関係法令の起草が司法長官府（Office of Attorney General）と科学技術省（Ministry of Science and Technology）の元で進められています。法が整備されると、その管轄は科学技術省が予定されています。

### 3. 既存の知的財産関連保護法

- ・ 刑法（The Penal Code）
- ・ 特定救済法（The Specific Relief Act）
- ・ 陸海関税法（The Sea Customs Act, The Land Customs Act）
- ・ ミャンマー商業標章法（The Myanmar Merchandise Act）
- ・ 登記法（The Registration Act）
- ・ ミャンマー著作権法（The Myanmar Copyright Act）
- ・ ミャンマー特許意匠（臨時措置）法（The Myanmar Patents and Designs（Emergency Provision）Acts）
- ・ 科学技術振興法（The Science and Technology Development Law）

- ・ コンピュータ科学振興法 ( The Computer Science Development Law )
- ・ テレビビデオ法 ( The Television and Video Law )

#### 4. 刑法 ( The Penal Code )

商標法はまだ存在しませんが、商標と所有権を示すマークに関する定義が刑法の 478、479 条に規定されています。またそれらの不正使用に関する規定が 480、481 条に、罰則の規程が 482 から 489 条にそれぞれ置かれています。そして以下の行為が違反とみなされます。

- ・ 偽りの商標または所有マーク ( property mark ) を使用すること
- ・ 他人の使用する商標または所有マークを偽造すること
- ・ 公務員の使用するマークを偽造すること
- ・ 商標または所有マークを偽造するための器具を製造しまたは所持すること
- ・ 偽造された商標または所有マークを付した商品を販売すること
- ・ 商品を内蔵する容器に偽りのマークを付すこと
- ・ そのようなマークを使用すること
- ・ 損害を与える意図のもと所有マークを抑制すること

#### 5. 特定救済法 ( The Specific Relief Act )

特定救済法の 42 条によると、知的財産を含むあらゆる財産の所有者はその所有権の侵害者または侵害のおそれのあるものに対して訴訟を提起することができます。裁判所はその判断により、所有権を確認しその旨布告することができます。また、原告はこの法の 54 条に基づいて差止請求をすることができます。差止めは訴訟における審問を経て理由がある場合に認められます。

#### 6. 陸海関税法 ( The Sea Customs Act, The Land Customs Act )

偽りの商標を付した商品を陸路または海路で輸出または輸入することを禁じています。さらに通商の領域における同様な行為にも適用されます。刑法で規定された商標およびミャンマー商業標章法でいう虚偽の商業表示が参照され、これに違反して輸入される貨物は差し押さえまたは没収の対象となります。さらに違反者には罰金が科されます。税管吏は合理的な疑いのある人物、船舶、車両を止め、調査することができます。

#### 7. ミャンマー商業標章法 ( The Myanmar Merchandise Act )

刑法を補う法律です。この法により、裁判所は違反を構成するあらゆる商品と関連物を没収することができます。このミャンマー商業標章法によれば、「商標」とは刑法 478 条の定義に従い、また既存の特許、特権、著作権の対象となる物品に直接または間接に関わる記載、宣言、指示に副うものとされています。この法には偽りの商業表示をなすことに対して罰則も規定されています。さらにそのような商品を販売することや、商標と表示の法

の意図的でない違反についても罰則があります。9 条は商品の没収を、22 条は教唆への罰則を規定しています。

## 8. 商標

商標については、TRIPS 協定の定義に対応する固有の法律はありません。ただ、いくつかの法律が部分的に商標を保護していることは前述のとおりです。刑法はこれを「ある商品が特定の者によって製造されまたは市場に置かれたことを識別するためのマーク」と規定しています。これによれば、単語であっても商標を構成します。商標法がない現状ではミャンマーにおける「商標」はたいへん広い意味で使われることとなります。その範囲は最高裁の判例に従います。刑法 478 条の定義する商標であるためには、商標の保有者の商品を他と識別できるものでなくてはなりません。単に商品の品質や出所を記述するだけのマークでは、ある製造者の商品を他のそれと区別することができないのは明らかです。箱や包装のスタイルや外観は刑法 478 条にいう商標となりえないという判例もあります。

ある特定の製造者によって使用されるブランドや表示が商標として登録されているか否かは厳密に法的な意味では問題になりません。このため、特別なマークでなくてもある特別な色の組み合わせを製造者が使用しているとき、自己の商品にその色の組み合わせを模倣して使用する者は告訴され、提訴される可能性があります。ただミャンマーにおいては、多くの製造者は通常、商品に付される商標を含む表示の全体を登録するようにし、この場合その全体が商標とみなされます。

商標は譲渡が可能で、それには登録と、新聞紙上での広告が必要です。

## 9. 登記法 ( The Registration Act )

前述したようにミャンマーにはいわゆる商標法は存在しませんが、商標の所有権を主張するための証拠となる登記の慣行が発達しております。登記法の 13 指令は商標が同法 18 条 ( f ) によって登録可能であることを明示しています。登記は保護登録所 ( Office of Registration of Deeds ) で宣言によってなされ、それは通常、公証人 ( Notary Public ) 、治安判事 ( Magistrate ) 、司法官 ( Judicial Officer ) のいずれかによって認証された商標の保有者による事実の厳粛な宣言を必要とします。必要な書類は以下のとおりです。

- ・ 商標の見本、商標の説明、商品の説明その他希望事項を記載し、申請人の署名と公証のある所有権宣言書
- ・ ミャンマー大使館または領事館で認証を受けた委任状
- ・ 商標の印刷物 6 部

登録は通常自動的に行われ、約 4 ヶ月以内に代理人へ通知されます。

登録だけでは商標の所有者または使用者であることの決定的な証拠となりませんが、その一応の証拠とはなるものであり、登録証を作成する能力が刑事、民事の裁判の助けともなります。登録には普通、日刊紙への広告か告知が続きます。それは、商標のいかなる

不正な模倣、無許可の使用、侵害も法によって処断される旨をいうものです。

商標の登録に際して、その保有者は登録のために提出される文書または宣言の中で許可の要件として以下の事実に触れる必要があります。

- ・ 商標が自身の製造および頒布する商品に対して現に使用されていること
- ・ 商標が自身のアイデアに基づいて創作されたこと
- ・ 商標が他者の所有する商標の模倣や不正なコピーではないこと
- ・ 知る限りにおいてだれもこの商標を使用する同様の商品を製造頒布していないこと

この宣言書の登録に要する印紙代は 25 チャット、登録手数料は 6 チャットに過ぎません。外国の商標であっても公証人の証明があれば同一の条件で登録することができます。登録の効果が発生する日は使用日からであることにも注意が必要です。登記法には有効期限や更新の規定がありません。したがって更新なしでも登録が維持されることとなります。ただ、商標所有者の名義、図案、住所、指定商品等に変更があったときには新たな登録が必要です。このような場合でも商標所有者は最も早い登録日を維持できます。また、固有の商標法がないかわりにさまざまな状況に応じた条項が設けられています。訴訟は民事だけでなく、商標の不正使用をするものに対して刑法に基づく刑事手続きをとることも可能です。

ミャンマーに商標法がないため、原告が取りうる手段は長い間「パッシング・オフ」を根拠とするコモンロー上の訴訟に限られていました。しかしながら 1968 年、最高裁は商標の侵害事件が特定救済法の 54 条による提訴も可能であると判示し、裁判所が差止めを認めうる事が明らかになりました。

民事上の訴訟に加え、商標権を確立した者は以下のような刑事罰を求めることができます。

- ・ 偽りの商標を使用することに対して、3 年以下の禁固、または罰金あるいはその双方
- ・ 商標を偽造することに対して、3 年以下の禁固、または罰金あるいはその双方
- ・ 商標の偽造のための道具を製造または所持することに対して、3 年以下の禁固、または罰金あるいはその双方
- ・ 偽造した商標を付した商品を販売することに対して、1 年以下の禁固、または罰金あるいはその双方

## 10. ミャンマー著作権法 (The Myanmar Copyright Act)

現存のミャンマー著作権法は 1914 年に施行されたもので、1911 年の英国著作権法を引用する 13 条しかありません。この法律が時代に合わず、TRIPS 協定にも対応していないことは明らかです。

保護期間はこの法の特別な定めがない限り、著作者の死後 50 年で、さらに公表された作品の著作者の死後 25 年を経過すると、書面による意思表示と、権利者へ販売価格の 10 パーセントの著作権使用料を支払うことを条件に、希望者は販売のための複製をすることが

認められています。

著作権の侵害に対しては、差止めや損害賠償の請求などが認められています。この場合、特定救済法と民法の不法行為条項が適用されます。時効は 3 年です。民事の救済に加え、著作権者はミャンマー著作権法にもとづき、違反者に刑事罰を求めることも可能です。

#### 11. ミャンマー特許意匠（臨時措置）法（The Myanmar Patents and Designs (Emergency Provision) Acts）

ミャンマー特許意匠 1939 年法は、ミャンマーのインドからの独立を機に導入されました。その後 1945 年法が公布されたものの施行には至らず、1993 年に廃止されました。ただ、ミャンマー特許意匠（臨時措置）1946 年法が 1941 年に遡って施行され、そのうちの 2 条が今日に続いています。それはインド特許意匠 1911 年法が当面適用されるというものです。結局のところ、今日に通用するミャンマーの特許法、意匠法は事実上存在しないといえます。このため両法の草案が起草され、科学技術省で立法化のための検討が行われているところです。

当面、外国で特許または意匠登録されたものに対してある程度の保護を受けたい場合、商標と同様、所有権宣言を保護登録所に登録し、警告文を新聞紙上で繰り返すことが有効です。

#### 12. 科学技術振興法（The Science and Technology Development Law）

市場経済に対応するため 1994 年に施行された法律で、卓越した専門家と発明者を顕彰し適正な利益を与えることも法の目的とされています。また、この法はすべての技術移転契約に対して登録を義務付けています。これを怠ると、訴訟で対抗できません。

#### 13. コンピュータ科学振興法（The Computer Science Development Law）

1996 年に施行された法律で、その 36 条は海賊行為によるコンピューター・ソフトと政令 6 条（g）にいう情報のいかなる輸入、輸出をも罰することを定めています。

#### 14. テレビビデオ法（The Television and Video Law）

テレビとビデオの著作権に対する特別法で 1996 年に制定されました。その 36 条は、複製防止措置のされているビデオテープを権利者の許諾を得ることなく商業上の目的で複製、頒布、貸与、展示する者には、3 年以下の禁固、または 10 万チャット以下の罰金、あるいは双方を科すと規定しています。さらにこの著作権者は民事訴訟を提起することもできます。